

# 化学物質管理における作業主任者の役割

令和4年9月7日(水)

氏名		職場名	
----	--	-----	--

独立行政法人 労働者健康安全機構  
広島産業保健総合支援センター  
産業保健相談員（労働衛生工学担当）山岡和寿

## 1. はじめに

- ① “三旗掲げかえ運動” 参加のお願い
- ② 安全と衛生
- ③ 特殊健康診断で・・・

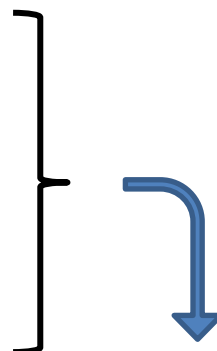
## 2. 危険または有害な作業



労働災害防止のため作業主任者の職務

## 3. 作業主任者の行う事項（一例：石綿&有機溶剤）

- ① 作業方法を決定し労働者の指揮
- ② 局所排気装置などの月次点検
- ③ 保護具の使用状況の監視

等々



<h3>石綿作業主任者の職務</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。</li><li>2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。</li><li>3. 保護具の使用状況を監視すること。</li></ul> <table border="1"><tr><td>作業主任者 氏名</td><td></td></tr></table> 	作業主任者 氏名		<h3>有機溶剤 作業主任者の職務</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。</li><li>2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。</li><li>3. 保護具の使用状況を監視すること。</li><li>4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。</li></ul> <table border="1"><tr><td>作業主任者 氏名</td><td></td></tr></table> 	作業主任者 氏名	
作業主任者 氏名					
作業主任者 氏名					

#### 4. 作業主任者の方が有している知識

##### ① 健康障害&予防

何故、化学物質が体に入るの？

(吸込む、飲込む、体に付着、傷口に付着等)

##### ② 作業環境の改善

環境改善の方法は？

(使わない or 変更、出さない、減らす、閉じ込める、

遠ざける、吸取る、薄める)

##### ③ 保護具

体内への侵入経路をブロック

(呼吸用保護具、化学防護衣、保護眼鏡等)

##### ④ 関係法令

命を懸けて作った約束事

(労働安全衛生法等、社内規則、経験則等)

等々

#### 5. まとめ

作業主任者の選任 と 職務の遂行